

●保障内容

お支払事由	お支払金	お支払額	受取人
・第1回ガン収入保障年金 被保険者が、ガン収入保障年金の責任開始の日以後、保険期間中に生まれて初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき ・第2回以後のガン収入保障年金 次のすべてに該当したとき ①第1回ガン収入保障年金が支払われていること ②診断確定日の年金支払期間中の年単位の応当日に被保険者が生存されているとき	ガン収入保障年金	年金額	被保険者
第1回ガン収入保障年金が支払われず、被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金	死亡給付金額*	死亡給付金受取人

* 死亡給付金額は、(月払保険料) × (被保険者が死亡されたときまでの経過月数) の金額をお支払いします。
 ・被保険者が死亡されたときまでの経過月数は、契約日から被保険者の死亡日までの月数をいいます。なお、端数は切り上げます。
 ・第1回年金倍額支払特則を付加されている場合、月払保険料はこの特則の月払保険料を含みます。
 ※被保険者がガンに罹患していた事実が死亡後に確認された場合は、第1回ガン収入保障年金をお支払いしません。
 ※被保険者が第1回の年金のお支払事由に該当されたときは、次の保険料期間からの保険料のお払込みは不要となります。

●指定代理請求特約について

ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が年金などを請求することができます。

●保険料の払込免除について

次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 ・被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき
 ・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

●払いもどし金について

この保険には払いもどし金はありません。

●契約年齢について

契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 被保険者の契約年齢は、契約日を基準として満年齢の6ヵ月以下は切捨て、6ヵ月超1年未満は1歳切上げて計算します。

●保険年齢について

保険年齢とは、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。

●クーリング・オフ制度について

申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

●アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

●募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

■この保険には、しくみの上で満期保険金・配当金がありません。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

■年金などをお支払いしない場合等の制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
 「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

●生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売資格などにつきまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL:03-5789-1310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
 TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

ガン収入保障保険(無解約払いもどし金型)〈I型〉



ガン収入保障保険
 (無解約払いもどし金型)

この商品は新規の販売を停止しています。
 記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。
 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

www.axa.co.jp/life/



2011.11

保険をくると変える。



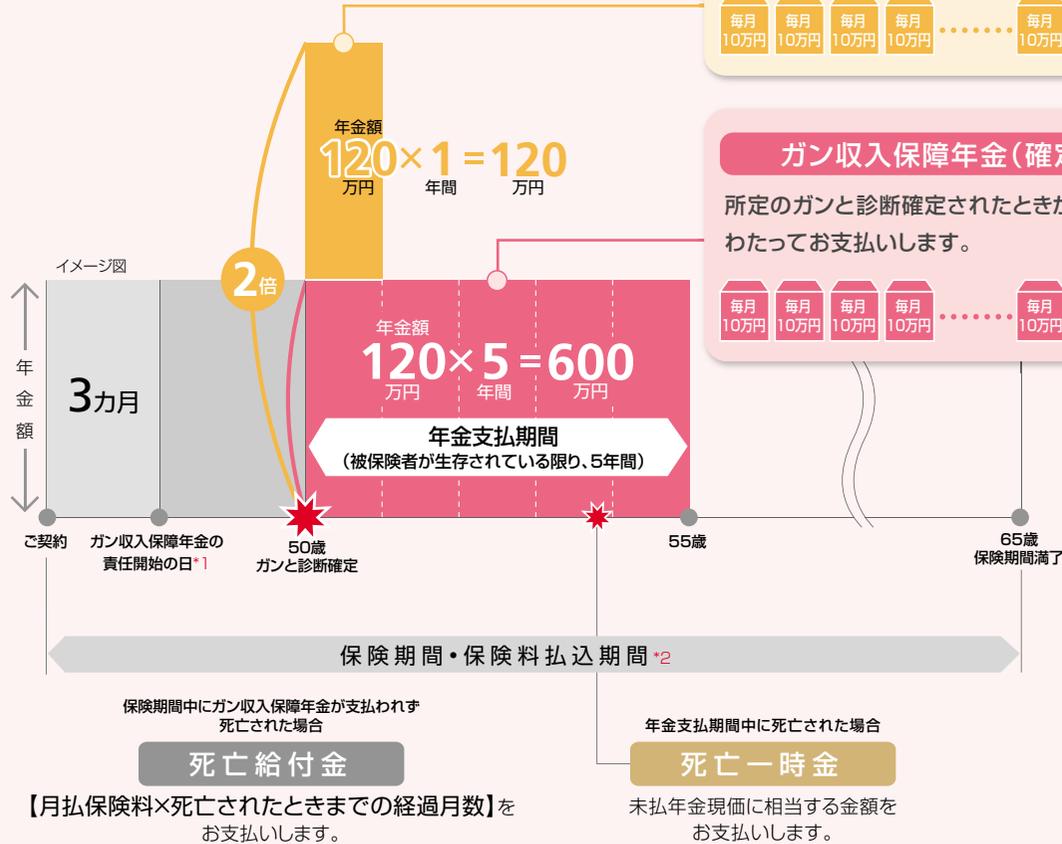
ガンになられた場合の収入減のリスクに備えます。

生まれて初めて所定のガンと診断確定されたときから5年間、年金をお支払いします。
また、ガンの治療費などに備え、年金でのお支払いに代えて一括でお支払いすることも可能です。

●第1回年金倍額支払特別を付加することで、第1回ガン収入保障年金が2倍になります。

ガン収入保障年金を5年間お支払いするプラン

ご契約例
ガン収入保障保険(無解約払いもどし金型) <I型>
第1回年金倍額支払特別付
○年金額：120万円 ○保険期間・保険料払込期間：65歳満了
○年金の分割支払：12回/年



ガン収入保障年金のお受取方法は年1回のお受取のほか以下からお選びいただけます。

年金の分割支払
年金支払の回数をお選びいただけます。
2回/年 4回/年 6回/年 12回/年
いずれか × 5年間

年金の一括支払
未払年金現価を**一括**でお支払いします。
例えば... 公的医療保険制度適用外の先進医療や混合治療を受けた場合の自己負担額をカバーする資金としてお役立ていただけます。

ご注意ください
以下の疾病などは、この保険においては、お支払いの対象となりません。
●上皮内新生物* ●悪性黒色腫以外の皮膚ガン
●前ガン状態(ガンの手前の状態)の病変 例:皮膚の白板症、子宮頸部異形成
●境界悪性型腫瘍(良性と悪性の境界に位置する腫瘍)
*「上皮内新生物」は「上皮内ガン」と診断書などに記載される場合もありますが、この保険においては、お支払いの対象となりません。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」の別表2をご覧ください。

ガンになった後の収入と支出の変化(イメージ)



家計における支出の例

健康であっても、教育費や住宅費は支出の多くを占めています。

🏠 教育関係費の負担額(勤労者世帯)
40歳代後半～50歳代前半の負担額が大きくなる傾向にあります。

45歳～49歳 50,333円/1ヵ月あたり
50歳～54歳 61,055円/1ヵ月あたり
総務省「家計調査年報 平成22年家計収支編」

🏠 住宅ローンの返済状況(フラット35利用者)
1ヵ月あたりの予定返済額は、10万円以上の負担となります

🏠 建売住宅 109,200円/1ヵ月あたり
🏠 マンション 119,500円/1ヵ月あたり

住宅金融支援機構
「平成22年度フラット35利用者調査報告」

*1 ガン収入保障年金の責任開始の日とは、ご契約日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日となります。告知前または告知時からガン収入保障年金の責任開始の日の前日以前にガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、年金などはお支払いできません。
*2 お支払事由に該当された場合は、以後の保険料のお払込みは不要です。また、以後新たに所定のガンと診断確定されてもお支払いの対象にはなりません。
※年金の一括支払の場合のお支払金額は、年金でお支払いする場合の合計金額よりも、少なくなります。
※年金の分割支払の場合、1回のお支払金額が10万円未満になるお取扱いはできません。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は、契約日を基準として満年齢の6ヵ月以下は切捨て、6ヵ月超1年未満は1歳切上げて計算します。また保険年齢とは、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。